

南信州広域連合議会  
総務産業委員会

令和7年11月20日

南信州広域連合事務局

# 南信州広域連合議会 総務産業委員会会議録

令和7年11月20日（木） 午前10時00分 開議

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 副管理者挨拶

4. 議案審査

(1) 議案第15号「南信州広域連合文化芸術活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定  
について」

(2) 議案第18号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算（第2号）案」のうち、当委員  
会付託分【別紙分担表】

(3) 議案第20号「令和6年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当  
委員会付託分【別紙分担表】

(4) 議案第21号「令和6年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計歳入歳出決算認定に  
ついて」

5. 閉会

# 総務産業委員会

令和7年11月20日

南信州広域連合事務局

## 南信州広域連合議会 総務産業委員会

日 時 令和7年11月20日(木) 午前10時00分～午前10時46分  
場 所 はにかむべーす 201・202号会議室  
出席者 小林委員長、宮澤副委員長、下平(貢)委員、木下(忠)委員、小平委員  
清水(勇)委員  
欠席者 平松委員、石原委員、河合委員  
遅刻者 加賀田委員  
事務局 高田副管理者、滝沢事務局次長兼総務課長、熊谷書記長

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 副管理者挨拶
4. 議案審査

No	項 目 名	資料	頁
1	議案第15号「南信州広域連合文化芸術活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について」		5
2	議案第18号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算(第2号)案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】		9
3	議案第20号「令和6年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】		10
4	議案第21号「令和6年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計歳入歳出決算認定について」		14

5. 閉 会

## 1. 開 会

午前10時00分

(小林委員長) 当委員会に対し、議案の補足説明のため、事務局総務課 壬生広域振興係長、渡邊企画調整担当専門主査の出席について申入れがあり、許可をいたしました。

現在の出席委員は、6名であります。

平松三武委員、石原理好委員、河合隆俊委員から欠席する旨の届け、また加賀田委員から遅刻する旨の届けがありましたので御報告いたします。

それでは、会議次第により進めてまいります。

ただいまから、南信州広域連合議会総務産業委員会を開会いたします。

## 2. 委員長挨拶

(小林委員長) 開会に当たり、委員長から一言あいさつを申し上げます。

皆様、おはようございます。

本日は総務産業委員会ということでありまして、御参集いただきましてありがとうございます。

本日の議案の内容でございますけれども、条例改正によるもの、また、令和7年度の補正予算、そして令和6年度の決算認定ということでありまして、またこの後の協議会におきましては行政評価ということで、非常に内容としては濃い内容の議会となっております。

今回、この決算認定また行政評価につきましては、広域的な住民福祉にしっかりと資する内容となっておりますので、今日欠席、また遅刻の委員の皆様がいらっしゃいますけれども、慎重審査の中でしっかりと議論ができればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

本当に寒くなってまいりましたが、皆様、体調に十分御留意いただきまして、日頃の生活しっかり、これからまた各市町村での定例会を控えておりますので、十分御留意いただきまして、これから進めてまいりたいと思います。

あいさつ簡単でありますけれども、以上とさせていただきます。

## 3. 副管理者挨拶

(小林委員長) それではここで、副管理者からごあいさつをいただきます。

高田副管理者。

(高田副管理者) 皆さん、おはようございます。お世話になります。

総務産業委員会の開会に当たりまして、一言ごあいさつをさせていただきたいというふうに思います。

南信州広域連合議会は、条例で定例会が2月と11月というふうに定まっております。11月のこの第2回定例会は、前年度の決算につきまして認定をいただくという大事な重要な議会でございます。今4つの会計で運営をいたしておりますけれども、私のほうから少しこの6年度決算の特徴的なことを何点か触れさせていただきたいというふうに思っております。

4つの会計の決算の合計額、歳出の規模でありますけれども、48億6,000万円余ということでありまして、前年と比べますと8億円余、率で20%の大きな伸びというふうになっております。この決算規模につきまして過去の推移を見てみますと、ちょう

ど平成28、29年度、稲葉クリーンセンターを建設しておりましたときがおよそ80億円ということです。この2年間は突出をして大きかったわけですが、それ以降、昨年度までおよそ40億円前後で推移をしてきたということでもありますけれど、令和6年度はいろんな要因が重なって、少し40億円よりも規模が大きくなったという、そういう特徴的な年だったかなというふうに思っております。

要因とすれば、ここのはにかむべし、南信州広域連合会館というふうに予算上は言っておりましたけれども、その改修整備、あるいは桐林クリーンセンターの解体に着手したこと。それから高森消防署の移転整備、こうした大きな事業が一度に重なったということもあって、令和6年度決算は大きくなったということが言えるかなと思います。

それから、令和6年度がどういう年だったかということでもありますけれど、南信州広域連合全体で見れば、まずは仮称でありますけれども南信運転免許センターの整備が場所も含めて確定をしたということが、これは長年の懸案でありましたので、その方向性がついたということがあるかなと思っております。

それから、桐林クリーンセンターも平成29年に閉鎖をした以降、その後利用が課題となっておりましたけれども、その後利用の目途が立って解体に着手ができたということも大きかったかなというふうに思っております。

それから、消防署の整備につきましても、これも長い期間がかかるわけでもありますけれども、高森消防署の移転整備に着手したというようなことで、これから南部、あるいは分署の整備とだんだん続いていくわけですが、その最初の高森消防署の整備が今進んでいるという、令和6年とはそんな年だったかなというふうに思っております。

決算の内容の詳細につきましては、常任委員会ができましたので、それぞれの常任委員会で所管の部分の説明をさせていただいて御意見を賜りたいというふうに思います。どうぞお世話になりますが、よろしく願いいたします。

#### 4. 議案審査

##### (1) 議案第15号「南信州広域連合文化芸術活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について」

(小林委員長) それでは、これより議案の審査に入ります。

初めに、議案第15号「南信州広域連合文化芸術活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

執行機関側より説明を求めます。

滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局総務課長) それでは、議案第15号につきまして御説明申し上げます。

本案は、「南信州広域連合文化芸術活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について」でありまして、本年5月から施設運用を開始しております、文化芸術活動支援センターに関しまして運用していく上で条例の一部改正の必要が生じたため、改正をお願いしたいとするものでございます。

それでは、改正の内容につきまして新旧対照表にて説明いたしますので、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

1ページを御覧いただきたいと思っております。

第7条第2項第2号は、使用料を2倍とする場合に収益事業を加えたいとするもので

ございます。

同条第3項は、新たに規定を追加したいとするものでありまして、文化芸術活動支援センターは、使用許可を受けた者が使用料を納付しなければならないというふうに規定してございますが、使用許可の取消し等によって、使用しなかった場合でも使用料を納付していただくことを明確化したいとするものであります。

前条を受けまして、第8条第1項第2号は使用許可を受けたが、使用しなかった場合、納付する使用料の額を規定をしたいとするものでありまして、これにつきましては別表第2を新たに設けまして、使用許可の取消しの申請の時期の区分に応じまして減免する率を規定しております。こちらにつきましては、いわゆるキャンセル料を規定をしたいとするものでございます。これは利用者が予備的に多く部屋の予約を行い、直前に取り消すような行為や、連絡なく使用を行わないといった行為を防ぐために新たに規定をしたいとするものでございます。5月から運用しておりますが、予備的に多くの部屋を予約を行ったという事例はありませんが、連絡なく使用を行わないといった場合がちょっとありましたので、そういったことも含めて新たに規定をしたいとするものでございます。

また、同条第1項では、使用団体の構成員の過半数または使用団体が主催する講座の参加者の過半数が25歳以下である場合に、減免する率を100分の30から100分の70に変更するものでございます。

また、使用予定日の前後2週間以内の日に変更する日に変更する場合と、使用をする部屋を変更する場合はいわゆるキャンセル料を求めないこととしまして、同条の第2項として規定しております。

続いて、2ページを御覧いただきたいと思います。

第10条第1項及び第2項は、別表第2を加えたため、冷暖房使用料の額を定めた表を別表第3とするものであります。

続いて、第11条第1号は、展示室等の使用料の額と同様に、過半数が25歳以下である場合は減免する率を100分の70としたいとするものでございます。

続いて、第12条では、備品と有料ロッカーの使用料を備品等使用料として規定してございましたが、今回、備品とロッカーのほか、キャビネット、棚、倉庫などの使用料と分けたいことから、備品使用料に規定をし直すものであります。

3ページを御覧いただきたいと思います。

以下の第13条及び第14条は、備品等使用料を備品使用料とし、別表の番号を繰り下げたため、備品使用料の額を規定する表を別表第4とするものであります。第8条、第11条の規定と同様に減免する率を100分の70としたいとするものも加えてございます。

第14条に第2号を加え、使用許可を受けた備品を使用しなかった場合に、手続をすれば、使用しなかった備品の使用料を納付しない旨を規定し、明確化をしてございます。

次の第15条は、新たに倉庫、キャビネット等の使用料を納付していただくため、追加をしたいとするものでございます。これは、利用者が所有する物品をセンターに保管してほしいとの強い要望がございまして、これに対応するために、倉庫の一部でありますとか、キャビネット等を利用者に貸与し、使用料を負担をしていただきたいとするものでございます。

4ページを御覧いただきたいと思います。

第16条は、先ほど申しました倉庫、キャビネット等の使用料の額を別表第5として定めるため追加をするものであります。

第17条は、使用料の計算におきまして端数が生じた場合、その処理について条例で規定をしたいとするものでございます。

続く第18条から第20条までは、第13条の次に新たに3条を加えたことから、改正前の条番号を繰り下げるものでございます。

新旧対照表を用いての説明は以上となりますので、戻っていただきまして、議案を御覧いただきたいと思います。

議案の5ページをお願いいたします。

附則は、施行期日を令和8年4月1日とするもの、及び経過措置を定めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(小林委員長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

清水委員。

(清水(勇)委員) おはようございます。説明ありがとうございます。

補足資料、新旧対照表の8分の1をちょっと出していただいて確認だけさせていただきます。

8条のそれぞれ(1)の使用団体が主催する講座参加者の過半数が25歳以下である場合に、前は100分の30の減免するということがあったんですが、今度は100分の70っていうことは、減免が多くなるっていう受け取り方でいいですか。

(小林委員長) 滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局総務課長) 当初提案をしました条例ですと100分の30であったものを、今回さらに減免をしたいということで、70としたいとするものでございます。

(小林委員長) 清水委員。

(清水(勇)委員) 25歳以下の大勢の若い人たちに使用してもらおうという目的で100分の30の減免だったので、それに伴ってまた100分の70の減免っていうのは、そういう若い人たちがここを知ってもらって多く使用してもらおうってことは私もいいんじゃないかなと思っておりましたので、ちょっとその確認だけさせていただきます。

やはりでも、ここを受け付けといて、今までには辞めるときは連絡があったけど、先ほど連絡なしで使用しなかった団体があるっていうことだったんですが、どういう団体とは言いませんが、年齢的には若い人たちではないという受け取り方でいいですか。

(小林委員長) 滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局総務課長) 連絡なく使用しなかったという団体につきましては本当にまれでございますが、議員御指摘の若い人たちを含む団体というわけではございません。

(小林委員長) 清水委員。

(清水(勇)委員) はい、分かりました。やはりこういうところを使えるようになったということは、多くの団体に使っていただきたいとは思いますが、やはり一つの団体で幾つも先に予約した場合にはほかにもあると思いますので、使用する許可を取るときには、またそこら辺のところをしっかりと伝えていただいて、そういうことがないようにしていただければと

思いますのでよろしく申し上げます。

以上です。

(小林委員長) ほかに御質疑はございませんか。

小平委員。

(小平委員) 御説明、ありがとうございました。

新旧対照表の8分の1をお願いしたいんですが、7条の企業活動または収益事業。この収益事業ですけど、どのようなものを収益事業とするのか、お聞かせください。いろいろ聞かれて、やっぱりこういうふうに見えるよとか我々も提案をするときにちょっと判断が困るものですから、お願いします。

(小林委員長) 滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局総務課長) 収益事業で想定しているものでございますが、明らかな企業ではありませんけれど、企業活動ではないんですが、団体ですとか個人の皆さんが作品展等を行った場合に、作品を販売し売上げのある事業を収益事業ということではちょっと想定をしまして、今までもそういうような運営をしてきたんですけれど、今回条例に規定をしてちょっと分かりやすくしたいという意図で今回付け加えたものでございます。

(小林委員長) 小平委員。

(小平委員) 例えば、ワークショップなんかをしたいということで材料費がございますよね。それがあって、販売価格と手数料があって若干のお金が出ちゃうとか、収支報告を出すプラスになる。だけど、当然人件費は抜いている。例えば交通費にそれを回してチャラにするとかいろいろ方法はあるかと思うんですけど、やっぱりもう本当に絵を売って1万円、2万円儲かるっていうのもう収支になると思うんですけど、そういう細かいと言ったらあれですけど、少額のものというような判断をどのようにすればよろしいでしょうか。

(小林委員長) 滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局総務課長) 本当に個々のケースは検討する必要があると思いますが、基本的な考え方としますと、やっぱり原材料費を取る部分、例えば250円とか300円かかっちゃったのでその分はちょっと負担をしていただきたいというような場合は、収益事業としてはみなしませんが、明らかに作品、収益を目的ではないんですけれど、一般的な販売価格、例えば、3,000円とか5,000円とかっていうような形で作品を売ってというような場合は、ちょっと収益事業として、捉えさせていただきたいなというふうに思っておりますが、ケース・バイ・ケースということで個々によってちょっと判断をしてみたいというふうには考えてございます。

(小林委員長) ほかに御質疑はございませんか。

ちょっと私のほうから1点だけよろしいですか。すみません。

(宮澤茂樹副委員長) それでは、小林委員長。

(小林委員長) それこそ今の小平委員に関連するんですけども、中には福祉団体とか、そういったいわゆる販売をして収益を上げるんだけど、その福祉的な側面での活動をされてる方たちもいらっしゃると思うんですが、そういったところ、先ほど滝沢事務局総務課長のほうからもケース・バイ・ケースっていうことで御回答ありましたけれども、そういった面も含めてケース・バイ・ケースっていうことで理解すればよろしいでしょうか。

(宮澤茂樹副委員長) 滝沢総務課長、お願いします。

(滝沢事務局総務課長) そういった事業につきましては、やっぱりそれぞれで判断をしてみたい

というふうに考えておりますので、実際そのような相談があった場合には、寄附、本当にその団体に入らないってようなこともありますので、そういった趣旨、開催の趣旨であるとか、どういったものをお金を取るとかいうことでちょっと判断をしてみたいというふうに考えてございます。

(宮澤茂樹副委員長) いいですか。

(小林委員長) はい、ありがとうございました。

ほかに御質疑はよろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) それでは、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) それでは、討論がございませんので討論を終結いたします。

これより、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

## (2) 議案第18号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算(第2号)案」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

(小林委員長) 次に、議案第18号「令和7年度南信州広域連合一般会計補正予算(第2号)案」のうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局総務課長) それでは、議案第18号について御説明申し上げます。

議案書の事項別明細書にて歳出から先に説明させていただきますので、一般会計の補正予算案の一般補12、13ページを御覧いただきたいと思います。

2款、総務費、1項、総務管理費は515万7,000円の補正でございまして、内容は4点となります。

1点目ですが、人件費の補正でありまして、事務局の業務量の増に伴い、会計年度任用職員に係る報酬を増額したいとするものでございます。

2点目の補正は一般管理費の補正でございまして、エス・バードのホールにあります、経年劣化したパイプ椅子150脚をスタッキングチェアに更新するため、消耗品費を増額したいとするものでございます。

3点目は、南信州広域連合会館施設管理費の補正でありまして、文化芸術活動支援センターのスタッフルームへブラインド、それから活動室B-2という部屋がございまして、そちらにカーテンを設置するため、施設設備改修工事費を増額したいとするものでございます。こちらにつきましては利用者から要望がありまして、それを踏まえての対応としたいとするものでございます。

4点目は、同じく南信州広域連合会館施設管理費の補正でございまして、はにかむべーすにあります高圧受電設備、いわゆるキュービクルでございまして、撤去する必要が

生じたため、撤去工事費を増額したいとするものでございます。

こちらにつきましては、消防共同指令センター整備、今現在工事をしてございますが、に伴いまして、キュービクルの取替えが必要となり、当初予算に計上してございます。ただ、施工に当たりまして停電作業が必要なことから、夜間工事とするなど作業工程を見直したこと。また、ちょっと物価上昇もあることから再度業者の見積りを徴取したところ、所要の額が必要となったため、補正をお願いいたしたいとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、一般補10、11ページを御覧いただきたいと思います。

8款、繰越金は、純繰越金を補正するものでございます。

説明は、以上でございます。よろしく御願いいたします。

(小林委員長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) よろしいですかね。なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第18号の当委員会付託分は、原案のとおり可決されました。

---

### (3) 議案第20号「令和6年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会付託分【別紙分担表】

(小林委員長) 次に、議案第20号「令和6年度南信州広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」のうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局総務課長) それでは、議案第20号について御説明を申し上げたいと思います。

初めに口頭ですが、令和6年度の一般会計決算額は、先ほど副管理者からも説明がございましたとおり、令和5年度決算額と比べまして7億236万円余の増額となっております。

これは、総務費で仮称でございましたが、南信州広域連合会館整備に伴う事業費の増。それから、衛生費の令和6年度から令和7年度にかけて桐林クリーンセンターの解体工事を行ってまいります。それに伴う事業費の増によるものでございます。

それでは、歳出につきまして御説明申し上げますので、主要な施策の成果を用いて説明をさせていただきます。なお、歳出に合わせて歳入も説明いたしますので、50ページをお開きをいただきたいと思います。決算書の50ページをお願いいたします。

初めに、議会運営業務でございます。取組の状況ですが、定例会2回、臨時会3回を開催してございます。議員研修は10月に2班に分かれて実施をしました。決算額は2

97万円。財源は、市町村負担金となります。

中段の道路整備等促進広域連携事業でございます。各種同盟会への負担金が主な内容となります。決算額は131万円。財源は、市町村負担金でございます。

下段の南信州広域連合事務センター施設管理費でございますが、主に、仮称でございましたが、南信州広域連合会館整備改修事業を県の補助、それから連合債を起債しまして実施しております。決算額は2億5,385万円余。財源は県支出金、地方債、市町村負担金、基金繰入金等となります。

次の51ページを御覧いただきたいと思えます。

上段のアリーナ機能を中心とする複合施設整備検討事業であります。第5次広域計画を昨年度策定しましたが、その策定に当たりまして検討を行っております。

具体的な検討はなかなかできませんでしたが、検討の結果、基幹事務事業の中の広域的な課題についての調査研究及び事業化に関する事務の一つに位置づけ、新施設についての検討を続けることいたしました。支出はございませんでした。

中段の南信州ナンバープレート推進事業です。令和7年5月7日から交付開始となりましたが、それに向け、交付開始を住民に周知するとともに、寄附金活用協議会の設立準備を行いました。決算額は13万8,000円。財源は、市町村負担金でございます。

下段の景観形成プロジェクト事業でございます。長野県では令和7年、今年度でございますが、にかへまして長野県景観育成計画の改定が予定されており、広域的な視点から区分したエリアに応じた景観育成指針を示すことが計画されておりました。また、飯田市では、リニア長野県駅、仮称でございますが、及びその近郊における景観の在り方として、令和6年3月にリニア駅周辺環境景観配慮指針たたき台を公表しまして、住民の皆さんの意見を取り入れながら、広域的な景観形成の主体である長野県と連携して、その策定を進めてございます。

こうした状況を踏まえまして、これらの動向を確認しながら、構成市町村間での調整等について必要な取組を行っていききたいというふうに考えてございます。この事業につきましては支出はございませんでした。

52ページを御覧いただきたいと思えます。

上段の南信州移住促進プロジェクト事業でございます。令和6年度は大きく2点について実施してございます。

1つ目が、つながり人口創出のため、南信州地域で活躍しているキーパーソン9人の調査、それからキーパーソン同士が集まり、つながり人口創出のためにキーパーソン同士の横のつながりをつくる機会の創出を行いました。

もう一点は、コロナ禍明けとなり、従来からの首都圏、東京ですとか名古屋でのふるさと回帰フェアへの参加や、移住相談会を開催をしてございます。決算額は185万1,000円。財源は、県の元気づくり支援金、市町村負担金のほか一般財源でございます。

中段のICT環境整備利活用研究プロジェクト事業でございます。ICT研究会を開催しまして、市町村担当者、県、民間事業者等との情報交換を実施してございます。また、近隣自治体のDXに関する取組や体制等の視察を行いました。決算額は1万円。財源は、市町村負担金となります。

下段の広域観光リニアプロジェクト推進事業です。当圏域におけます観光地域づくりの戦略策定や事業を行うため、地域連携DMOに登録されました、株式会社南信州観光

公社に対し支援のための負担金を支出してございます。決算額は1,800万円。財源は、市町村負担金のほか一般財源となります。

続いて、53ページ上段を御覧ください。

産業振興と人材育成の拠点整備事業（施設整備・施設運営）でございしますが、エス・バードの管理運営となります。施設整備事業は令和7年度で終了しておりますが、これに関連しまして、町村の公債費の負担金を支出してございます。

エス・バードの管理業務委託としまして、指定管理者制度により、令和6年度から2期目の指定管理を実施してございます。指定管理者は、公益財団法人南信州飯田産業センターでございまして、産業センターへの委託料のほか、負担金として2,300万円余を支出してございます。決算額は8,158万5,000円。財源は、国の地方創生推進交付金、市町村負担金のほか、一般財源となります。

中段、産業振興と人材育成の拠点整備（人材育成）でございします。信州大学航空機システム共同研究講座の運営の支援のための負担金、それからランドスケープ・プランニング研究講座コンソーシアム負担金、信州大学南信州キャンパス基金への積立てが主な支出となります。決算額は、7,487万2,000円。財源は、国の地方創生交付金、市町村負担金、財産運用収入基金繰入金のほか、一般財源となります。

下段の地域公共交通事業でございします。南信州地域公共交通問題協議会、それからJR飯田線期成同盟会への負担金を支出してございます。

南信州地域公共問題協議会では、運転手不足の軽減の中で検討しましたが、運転手不足の軽減と新しい雇用・活躍の場の創出を図るため、信南交通株式会社さんと地域交通人材に関する協定を令和6年7月に締結をしてございます。決算額は320万円。財源は、市町村負担金となります。

以上、主要な施策の成果で説明をさせていただきましたが、続きまして、主要な施策の成果に記載のない歳出について説明をいたしますので、決算書の23ページを御覧いただきたいと思ひます。

23ページの備考欄の下段、3の第5次広域計画策定事業でございします。

令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第5次広域計画を、産業、医療・福祉、環境、教育といった各分野から、及び飯田短期大学やコアカレッジの学生等を委員とした策定委員会を4回、構成市町村の実務担当者を委員とした検討会議を7回開催をし、昨年度策定をいたしてあります。

主な支出内容は策定委員会の委員の報酬等で、財源は市町村負担金となります。

続く、13財政調整基金積立金は、新規積立て及び基金利子の積立てを行ったものでございします。財源は、南信州広域振興基金特別会計からの繰入金及び財政調整基金の利子となります。

飛びまして、40ページを御覧いただきたいと思ひます。

下段の公債費ですが、起債の元金及び利子の償還となります。財源は、基金からの繰入金、市町村負担金でございします。

次に歳入ですが、歳出の際に説明をさせていただきましたもの以外について説明いたしますので、お戻りいただきまして、14、15ページを御覧いただきたいと思ひます。

9款、諸収入につきまして、1項は預金利子となります。2項雑入のうち総務費の雑入は事務局雑入、それから産業振興と人材育成の拠点の雑入となります。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

(小林委員長) 説明が終わりました。

質疑は決算書のページを告げてから行ってください。御質疑はございませんか。

先ほど説明のありました主要な施策の成果の説明書につきましては、50ページから53ページまでの項目となっておりますので、もし御質疑があればお願いいたします。

清水委員。

(清水(勇)委員) 主な施策の成果の51ページのほうをちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

一番上にアリーナ機能を中心とする複合施設整備検討事業という形で、予算額的にはこれはあれだから30万円という形なんですけど、一時、アリーナについては今後ってやったんですが、ちょっとその後ないというのと。やはりその後というか、今後どういうふうにしていくかっていうことについて、広域の議員の皆様、新しくなってるので、ある程度今までの行ってきたことと、今後どういう考えっていうのも必要ではないかと思うんですが。これについては今年度使わなかったということでこれはこれでいいんですけども、やはりそこら辺のところを今後ちょっとどういうふうを考えていくかっていうことをお聞きしておく、来年度以降の考え、予算的なものも出てくるんじゃないかと思いますが、そこら辺のところはどうですか。

(小林委員長) 滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局総務課長) 御質問のありました点でございますが、現在のところの方向性としまして、アリーナ機能を中心とする複合施設のイメージを集約してございますが、施設の建設ですとか運営につきましては、公設公営方式が難しいこと。それから、地域の負担が過大とならない配慮が必要なことから、引き続き検討を行うというふうに過去集約はしてございます。

今年の3月31日に、飯田市スポーツ協会、それから下伊那体育協会から南信州における大型アリーナの建設についての要望書の提出がございました。これを受けまして、7月に飯田市と飯田市スポーツ協会とともに、立川市にありますアリーナ立川立飛の視察を実施しているほか、広域連合会議にて報告をいたしまして、以前の検討から時間が経過していることから、今までの議論の経過について振り返りを行うよう指示がございまして、今その準備をしておるという状況でございます。

今後につきましては、先ほど説明申し上げましたが、第5次の広域計画の中でも盛り込みましたように、引き続き調査研究について検討したいというふうな方向性で現在のところ進んでいるというような状況でございます。

(小林委員長) 清水委員。

(清水(勇)委員) はい、分かりました。そういうようなことを、全員協議会とか何かのときにまた出していただきながら説明をお願いしたいと思います。

(小林委員長) ほかに御質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) よろしいですかね。なければ、質疑を終結いたします。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) なければ、討論を終結いたします。

これより、議案第20号の当委員会付託分について採決いたします。  
お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) 御異議なしと認めます。よって、議案第20号の当委員会付託分は、原案のとおり認定されました。

#### (4) 議案第21号「令和6年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計歳入歳出決算認定について」

(小林委員長) 次に、議案第21号「令和6年度南信州広域連合南信州広域振興基金特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

滝沢事務局総務課長。

(滝沢事務局総務課長) それでは、議案第21号について御説明申し上げます。口頭ではなりますが、広域振興基金15億円の運用益を活用しまして、広域振興につながるソフト事業を行う会計となっております。

それでは、初めに歳出について主要な施策の成果を用いて説明をいたしますので、決算書の74ページ、主要な施策の成果を御覧いただきたいと思っております。

マーケティングの視点による持続可能な地域づくりプロジェクト事業でございます。こちらはNPO法人南信州山都共同社中が行う事業への負担金の支払いを行っております。

NPO法人では、自信と誇りの持てる農業の再構築として中山間地域の特性を生かした新たな農業振興、普及活動に関する事業、一村一企業ダーチャ運動のモデル地区として地方と都市の関係性を構築し、深化する事業を行っております。なお、広域連合からの負担金の支出は、令和6年度で終了をいたしてございます。決算額は、100万3,000円。財源は、財産運用収入となります。

次に、民俗芸能保存継承プロジェクト事業でございます。南信州民俗芸能継承推進協議会及び伊那谷民俗芸能団体連絡協議会への負担金の支出を行っております。

南信州民俗芸能継承推進協議会では、会の設立から10年目となり振り返りを行いまして、取組方針の検討を行っております。また、会の活動啓発のため、南信州民俗芸能キャラクターを公募し、決定してございます。

さらに、応募していた令和7年7月に大阪・関西万博会場内での南信州民俗芸能フェスティバルの開催が決定となり、それに向けた準備を行いました。決算額は60万円。財源は、財産運用収入となります。

主要な施策の成果の説明は以上となりますが、続きまして、記載のない歳出について御説明をいたしますので、決算書の67ページを御覧いただきたいと思っております。

中段の一般会計繰出金ですが、特別会計の余剰金を整理し一般会計に繰り出しを行ったものとなります。

次に歳入でございますが、決算書65ページを御覧いただきたいと思っております。

4款、繰越金は前年度からの繰越金となります。

決算書の説明につきましては、以上となります。よろしくお願いたします。

(小林委員長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。  
ただいまの説明では、74ページが主要な施策の成果の説明ということになっております。また記載のないものは67ページの歳出、また65ページの歳入ということで御説明がございましたが、御質疑等はございませんか。よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) それでは、なければ質疑を終結いたします。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) なければ、討論を終結いたします。  
これより、議案第21号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案を原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(小林委員長) 御異議なしと認めます。  
よって、議案第21号は、原案のとおり認定されました。  
議案審査は以上となっております。

## 5. 閉会

---

(小林委員長) 以上で、本日の総務産業委員会を閉会といたします。  
お疲れさまでした。

---

閉 会 午前 10時46分

南信州広域連合議会委員会条例28条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

南信州広域連合議会 総務産業委員長

---